

証券コード：8115

2022年6月8日

株主各位

京都市下京区室町通四条南入鶏鉾町493番地

ムンバット株式会社

代表取締役
会長兼社長 中村卓司
執行役員

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 京都市下京区室町通四条南入鶏鉾町493番地
当本社 2階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
本年も、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席数が大幅に減少いたします。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。 |

ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。
また、株主総会終了後の新作商品展示会は中止とさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項
報告事項

- (1)第81期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2)第81期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.moonbat.co.jp>）に掲載しております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - ③ 連結計算書類の「連結注記表」
 - ④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ⑤ 計算書類の「個別注記表」
- なお、これらの事項は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.moonbat.co.jp>）に掲載することにより、お知らせいたします。

「新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ」

当社第81回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた当社の対応について、次のとおりご案内いたしますとともに株主の皆様へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

2. ご来場される株主様へのお願い

- (1) ご来場の株主様は、アルコール消毒液の使用とマスクの常時着用についてご協力をお願い申し上げます。
- (2) 総会会場の座席は従来よりも間隔を空けた配置とさせていただきます。充分なお席が確保できない可能性がございますので、万が一満席となった場合は、入場をお断りする場合がございます。

3. 当社の対応について

- (1) 当社役員及び株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- (2) 受付及び各所にアルコール消毒液をご用意いたします。
- (3) 当日、発熱や咳がある、又は体調不良と見受けられる方には、入場をお断りする場合がございます。
- (4) ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。また、株主総会終了後の新作商品展示会は中止とさせていただきます。

なお、今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.moonbat.co.jp>) にてお知らせいたします。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前連結会計年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出・延長、まん延防止等重点措置の適用が各自治体において断続的に行われ、全国的に経済活動の停滞、個人消費の低迷が続きました。昨年9月末以降は、ワクチン接種の進行もあり、感染者数の減少から、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が解除されたことで消費環境が回復基調に転じつつありましたが、本年1月以降のオミクロン株の感染急拡大を受け、多くの都道府県にまん延防止等重点措置が適用されたことで、再び急速に悪化いたしました。

服飾雑貨業界におきましても、昨年4月以降の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の実施を受けた外出自粛、商業施設の時短要請等の影響は大きく、同9月末に緊急事態宣言が解除された後も感染再拡大の懸念等から個人消費の戻りが鈍い状態が続き、本年1月以降、オミクロン株の感染急拡大を受けて再び悪化に転じました。また、このような影響の下、リモートワークの導入拡大等を受けたライフスタイル、購買志向の変化などから、経営環境は、不確実性を高めております。

このような状況の下、当連結会計年度を初年度とする第1次中期経営計画に基づく経営方針より、成長領域である専門店・量販店の販路拡大、Eコマース事業及び直営店事業の強化による売上高の回復に注力しましたが、主力販路である百貨店部門の回復が想定よりも悪く計画を大幅に下回りました。

前連結会計年度より推進中の構造改革による販売費及び一般管理費等の抜本的見直しによる削減が想定以上に進捗しているものの、製品生産国の原材料・人件費の上昇、海上運賃の高騰、為替相場の円安等による仕入コストの上昇に加え、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のライセンス商品を損失計上した影響もあり、損益面も大幅に計画を下回る結果となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は74億55百万円（前年同期比4.0%増）、営業損失は5億56百万円（前年同期は7億17百万円の営業損失）、経常損失は4億49百万円（前年同期は6億7百万円の経常損失）となりました。また、特別利益に投資有価証券売却益を1億2百万円計上したこともあり、親会社株主に帰属する当期純損失は3億79百万円（前年同期は18億58百

万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

なお、商品部門別の状況は次のとおりであります。

(洋傘部門)

当連結会計年度の売上高は、38億円、前年同期比6.2%減収となりました。

洋傘部門につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は依然大きく、7月から8月にかけての集中豪雨等による天候不順もあり、Eコマース及び前期に開店した小売店舗の売上貢献はあったものの、主販路である百貨店マーケットの低迷により売上高は前年同期を下回りました。

(洋品部門)

当連結会計年度の売上高は、16億72百万円、前年同期比9.6%増収となりました。

洋品部門につきましては、数年ぶりの寒い冬となったことや昨年9月末の緊急事態宣言の解除が秋冬物販売の最盛期と重なったことから、売上高は前年同期を上回りましたが、本格回復には至っておりません。

(帽子部門)

当連結会計年度の売上高は、13億34百万円、前年同期比36.0%増収となりました。

帽子部門につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を完全には払拭できてはいないものの、昨年9月末の緊急事態宣言の解除以降、秋冬物の販売は個人消費の戻りを取り込み、一部ブランド品の人気の高まりもあり、売上高も前年同期を大きく上回りました。

(毛皮・宝飾品部門)

当連結会計年度の売上高は、6億49百万円、前年同期比6.1%増収となりました。

毛皮・宝飾品部門につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等の影響により、営業活動の回復は限定的となりましたが、商品の希少性から高額商品を中心に富裕層宛の販売が比較的好調となり、加えて、前期からの毛皮リフォーム・リメイク等のサステナブルな提案により売上高は前年同期を上回りました。

事業区分別売上高

区 分	第80期 (2021年3月期)		第81期 (当連結会計年度) (2022年3月期)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増 減 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
洋 傘 部 門	4,052,085	56.5	3,800,106	51.0	△251,979	△6.2
洋 品 部 門	1,526,294	21.3	1,672,121	22.4	145,826	9.6
帽 子 部 門	980,971	13.7	1,334,176	17.9	353,204	36.0
毛皮・宝飾品部門	611,548	8.5	649,108	8.7	37,559	6.1
合 計	7,170,900	100.0	7,455,512	100.0	284,611	4.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度につきましては、特記すべき事項はございません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、5億円の短期借入及び66百万円の長期借入を実施いたしました。

なお、当連結会計年度末の借入金の高は36億87百万円となり、前連結会計年度末に比較して5億65百万円減少いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症は本年度以降世界的に徐々に収束に向かい、その影響が段階的に緩和されるものと予想しておりますが、ウクライナ情勢の推移、資源価格の上昇、インフレ懸念及び為替相場の円安の進行等様々な要因により景気の先行きの不透明感は続くものと推測しております。また、当社グループは、3期連続の営業損失、営業キャッシュ・フローのマイナスを計上していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当社グループの対処すべき課題は、継続企業として安定を図ることと認識しております。

このような状況の下、当連結会計年度を初年度とする第1次中期経営計画に基づく経営方針より、成長領域である専門店・量販店の販路拡大、Eコマース事業及び直営店事業の強化による売上の回復及び既存販路全般での粗利益率改善に注力し、新規商品の仕入の抑制、前期より推進中の構造改革による販売管理費等の抜本的見直し、削減を着実に進めております。

また、財務面では8行の金融機関で合計52億円の借入枠の当座貸越契約を結び、34億円の借入を行っており、未実行借入枠が18億円あります。これにより運転資金を十分に確保しており、金融機関とも緊密な関係を維持していることから資金繰りの懸念は無いものと考えております。

以上のことから、現時点で当社グループにおいて、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第78期 (2019年3月期)	第79期 (2020年3月期)	第80期 (2021年3月期)	第81期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	11,624	9,503	7,170	7,455
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	249	△1,319	△607	△449
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	132	△1,425	△1,858	△379
純 資 産 (百万円)	8,712	7,023	5,066	4,503
総 資 産 (百万円)	12,955	11,642	11,266	11,063
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	27.11	△294.94	△389.09	△79.52
1株当たり純資産額 (円)	1,789.48	1,469.41	1,061.14	944.77

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第81期の期首から適用しており、第81期については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ルナ株式会社	60,000千円	100.0%	毛皮・宝飾商品の企画販売
東京ファッションプランニング株式会社	48,720千円	100.0%	物流業務受託事業・デザイン企画事業
株式会社グローリー	35,200千円	100.0%	洋傘・パラソル等の製造、加工、販売
エクセレントスタッフ株式会社	26,000千円	100.0%	販売業務の業務請負等
A. F. C. ASIA LIMITED	1,000千香港\$	100.0%	貿易業

② その他

主要な技術提携先として、下記の各社との間に、商標使用权の取得及びデザイン複製品の製造販売に関する契約を結んでおります。

ザ・ポロ・ローレン・カンパニー・エルピー (ポロラルフローレン)
 伊藤忠商事株式会社 (ランバン、フルラ)
 三共興株式会社 (ダックス)
 株式会社三陽商会 (マッキントッシュ フィロソフィー)

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社5社及び在外子会社A.F.C. ASIA LIMITEDが出資している子会社1社で構成され、洋傘、洋品、毛皮、レザー、宝飾品、帽子などのアクセントファッション商品の企画、輸入、製造、仕入、販売等を主な事業内容としております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

ムーンバット株式会社	本社(京都市)・東京本部(東京都)・東京支店(東京都)・京都支店(京都市)・福岡支店(福岡市)
ルナ株式会社	本社(東京都)
東京ファッションプランニング株式会社	本社(京都市)・東部物流センター(埼玉県上尾市)
株式会社グローリー	本社(京都府南丹市)
エクセレントスタッフ株式会社	本社(京都市)・東京支店(東京都)
A.F.C. ASIA LIMITED	本社(香港)・駐在員事務所(上海・厦門)

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
183 (373) 名	△30 (△55) 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員を記載しております。
2. パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
135 (8) 名	△22 (△6) 名	39.6歳	15.6年

- (注) 1. 従業員数は就業人員を記載しており、当社外への出向者は含んでおりません。
2. パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
	千円
株式会社三井住友銀行	904,550
株式会社京都銀行	611,659
株式会社三菱UFJ銀行	411,682
京都中央信用金庫	400,000

2. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 4,766,788株(自己株式7,931株を除く)
 (3) 株主数 2,451名
 (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 ニ ー ド	736	15.46
八 木 通 商 株 式 会 社	379	7.95
ム ー ン バ ッ ト 持 株 共 栄 会	285	5.99
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	232	4.87
河 野 正 行	210	4.41
株 式 会 社 京 都 銀 行	170	3.57
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	160	3.37
京 都 中 央 信 用 金 庫	146	3.08
岡 本 緑	115	2.43
フシアインベストメント リミテッド	104	2.18

(注) 持株比率は自己株式(7,931株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長 執行役員	中 村 卓 司	
取締役 常務執行役員	鎌 田 尚	事業本部長 事業本部 百貨店事業部長 事業本部 直営店開発事業部長 A. F. C. ASIA LIMITED 代表取締役 上海慕恩巴特商貿有限公司 董事長
取締役 執行役員	藪 内 康 彦	経営企画・リスク管理室担当 品質管理室長 ルナ株式会社 取締役会長 エクセレントスタッフ株式会社 代表取締役社長
取締役 (監査等委員・常勤)	山 田 隆 二	
取締役 (監査等委員)	郷 田 紀 明	郷田公認会計士事務所 代表 税理士法人朝日新和会計事務所 代表社員
取締役 (監査等委員)	安 川 文 夫	安川文夫公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）郷田紀明氏及び安川文夫氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）の山田隆二氏及び郷田紀明氏、安川文夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（監査等委員・常勤）山田隆二氏は、管理本部長、経営企画・リスク管理室長を歴任しており、当社グループにおいての業務全般を熟知しております。
 - ・取締役（監査等委員）郷田紀明氏及び安川文夫氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山田隆二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容に係る決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること、監査等委員会に事前説明し了承を受けていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主価値と連動する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各自の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬としての固定報酬、退職慰労金相当額と、業績連動報酬等とで構成し、監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み基本報酬としての固定報酬、退職慰労金相当額としております。

ロ. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の固定報酬と退職慰労金相当額は、月例の基本報酬とし、役位、職責に応じて、当社の業績、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定します。

ハ、業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、当社の業績向上及び持続的成長に向けて適切にインセンティブを付与するため、前事業年度の売上高、売上総利益、営業利益及び経常利益等の実績と、証券取引所にて開示した業績予想値の達成状況をはじめ、その他の前事業年度の会社業績等を判断材料とし、そこに各取締役の担当事業の業績及び各自の功績を総合的に勘案して決定します。

なお、報酬等の種類ごとの比率は、業績連動報酬等の変動により、構成比率が変動します。

二、取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬額と退職慰労金相当額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。

当該権限が適切に行使されるよう代表取締役は原案を監査等委員会に事前説明し、了解を受けた上で決定します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	48 (-)	48 (-)	- (-)	- (-)	3 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	19 (9)	19 (9)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	68 (9)	68 (9)	- (-)	- (-)	6 (2)

- (注) 1. 当事業年度末現在の役員の員数は、取締役(監査等委員を除く。)3名、取締役(監査等委員)3名(うち、社外取締役2名)であります。
2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の限度額は、2016年6月29日開催の第75回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)6名について年額230百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)3名について年額50百万円以内と決議しております。
4. 取締役会は、代表取締役中村卓司氏に対し監査等委員を除く各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社及び各取締役の担当部門の業績を勘案し、各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。なお、当該権限が適切に行使されるよう代表取締役は原案を監査等委員会に事前説明を行い、了承を受けた上で決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員）郷田紀明

イ．郷田公認会計士事務所の代表及び税理士法人朝日新和会計事務所の代表社員であります。なお、郷田公認会計士事務所と当社との間には特別な関係はありません。また、税理士法人朝日新和会計事務所は、当社の顧問税理士法人であります。

ロ．当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回出席し、公認会計士及び税理士としての知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

当事業年度においては、中期経営計画、事業構造改革の進捗検証及び役員報酬の決定について適宜、必要な提言をいただきました。

② 取締役（監査等委員）安川文夫

イ．安川文夫公認会計士事務所の所長であります。なお、同事務所と当社との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回出席し、公認会計士及び税理士としての知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

当事業年度においては、中期経営計画、事業構造改革の進捗検証及び役員報酬の決定について適宜、必要な提言をいただきました。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

① 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬額	29,500千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

② 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、継続的・安定的な配当を行っていくことを基本方針としております。

この方針に基づき、剰余金の配当につきましては連結配当性向30%程度を目処とし、継続的・安定的に実施できるよう目指しております。

今後も、中長期的な視点に立って、新事業の開発を含めた成長が見込まれる分野に経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

なお、当期末配当につきましては、株主総会決議事項といたします。

当期の配当金につきましては、期末配当金を1株当たり3円とする予定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	7,219,998	I 流動負債	5,784,702
現金及び預金	657,753	支払手形及び買掛金	577,711
受取手形及び売掛金	2,200,248	電子記録債務	157,043
商品及び製品	3,359,434	短期借入金	3,439,932
仕掛品	4,991	リース債務	92,619
原材料及び貯蔵品	47,927	未払金	90,642
返品資産	770,099	未払費用	78,070
前渡金	41,768	未払法人税等	41,866
前払費用	53,512	未払消費税等	96,061
その他	98,263	賞与引当金	24,843
貸倒引当金	△14,000	返金負債	1,132,587
		その他	53,322
II 固定資産	3,843,138	II 固定負債	774,909
1. 有形固定資産	2,726,694	長期借入金	247,959
建物及び構築物	941,965	リース債務	150,431
機械装置及び運搬具	2,234	退職給付に係る負債	307,723
工具器具備品	43,721	繰延税金負債	43,741
土地	1,677,738	その他	25,054
リース資産	61,033		
2. 無形固定資産	293,519	負債合計	6,559,611
ソフトウェア	5,422	(純資産の部)	
借地権	255,154	I 株主資本	4,391,863
リース資産	23,583	1. 資本金	1,000,000
その他	9,359	2. 資本剰余金	2,856,206
3. 投資その他の資産	822,923	3. 利益剰余金	539,232
投資有価証券	222,986	4. 自己株式	△3,575
長期貸付金	4,217	II その他の包括利益累計額	111,661
投資不動産	403,575	1. その他有価証券評価差額金	49,266
敷金	161,136	2. 繰延ヘッジ損益	23,953
繰延税金資産	16,987	3. 為替換算調整勘定	28,485
その他	42,221	4. 退職給付に係る調整累計額	9,956
貸倒引当金	△28,201	純資産合計	4,503,525
資産合計	11,063,136	負債・純資産合計	11,063,136

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,455,512
売 上 原 価		4,681,877
売 上 総 利 益		2,773,634
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,329,978
営 業 損 失		△556,344
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,272	
為 替 差 益	33,372	
不 動 産 賃 貸 料	47,091	
そ の 他	67,938	152,674
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,048	
不 動 産 賃 貸 原 価	22,127	
そ の 他	2,815	45,991
経 常 損 失		△449,661
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	102,469	102,469
特 別 損 失		
事 業 構 造 改 善 費 用	10,332	10,332
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		△357,523
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	32,448	
法 人 税 等 調 整 額	△10,336	22,111
当 期 純 損 失		△379,635
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		-
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△379,635

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	6,891,315	I 流動負債	6,066,707
現金及び預金	440,350	支払手形	12,118
受取手形	18,305	電子記録債務	212,751
売掛金	2,121,740	買掛金	530,696
商品	3,379,016	短期借入金	3,696,205
返品資産	770,099	1年内返済予定の長期借入金	39,932
前渡金	40,846	リース債務	73,568
前払費用	51,838	未払金	154,188
その他	82,118	未払費用	48,329
貸倒引当金	△13,000	未払法人税等	25,617
II 固定資産	4,259,237	未払消費税等	73,935
1. 有形固定資産	2,666,389	賞与引当金	22,000
建物	927,762	返金負債	1,132,587
構築物	763	その他	44,777
機械装置	1,876	II 固定負債	733,369
車両運搬具	0	長期借入金	247,959
工具器具備品	42,453	リース債務	142,308
土地	1,657,018	退職給付引当金	276,437
リース資産	36,515	繰延税金負債	41,610
2. 無形固定資産	290,015	その他	25,054
ソフトウェア	4,933	負債合計	6,800,077
電話加入権	8,381	(純資産の部)	
借地権	252,889	I 株主資本	4,277,256
リース資産	23,583	1. 資本金	1,000,000
その他	228	2. 資本剰余金	2,854,377
3. 投資その他の資産	1,302,833	資本準備金	250,000
投資有価証券	222,986	その他資本剰余金	2,604,377
関係会社株式	492,158	3. 利益剰余金	426,454
従業員長期貸付金	4,217	その他利益剰余金	426,454
投資不動産	419,012	圧縮記帳積立金	19,492
敷金	161,136	繰越利益剰余金	406,962
破産更生債権等	29,917	4. 自己株式	△3,575
その他	1,298	II 評価・換算差額等	73,219
貸倒引当金	△27,894	その他有価証券評価差額金	49,266
資産合計	11,150,553	繰延ヘッジ損益	23,953
		純資産合計	4,350,475
		負債・純資産合計	11,150,553

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,095,726
売 上 原 価		4,636,219
売 上 総 利 益		2,459,507
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,103,350
営 業 損 失		△643,842
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	68,916	
為 替 差 益	27,904	
そ の 他	102,373	199,195
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22,033	
そ の 他	27,144	49,178
経 常 損 失		△493,825
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	102,469	102,469
特 別 損 失		
事 業 構 造 改 善 費 用	10,332	10,332
税 引 前 当 期 純 損 失		△401,688
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,746	
法 人 税 等 調 整 額	△277	11,468
当 期 純 損 失		△413,156

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

ムーンバット株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 津 隆 弘
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 中 智 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ムーンバット株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ムーンバット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

ムーンバット株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 津 隆 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 智 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ムーンバット株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任

がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

ムーンバット株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山田隆二 ㊟

監査等委員 郷田紀明 ㊟

監査等委員 安川文夫 ㊟

(注) 監査等委員郷田紀明及び安川文夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、継続的・安定的な配当を行っていくことを基本方針としております。

第81期の期末配当につきましては、事業環境の悪化等に伴う売上高減少の中ではありますが、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円といたします。
なお、この場合の配当総額は14,300,364円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）3名全員が任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	なかむら たかし 中村卓司 (1954年12月17日生) 再任	2005年6月 株式会社三井住友銀行 大阪本店営業第一部長 2007年6月 エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社 執行役員 投資第二本部 副本部長 2008年10月 大和SMB Cキャピタル株式会社 執行役員 事業投資第一部長 2010年5月 当社入社、専務執行役員 社長補佐 2010年6月 当社取締役 2010年10月 当社事業本部統括 2012年4月 当社代表取締役 社長執行役員 2015年6月 当社代表取締役 会長兼社長執行役員(現任) 2020年4月 当社事業本部長	70,242株
〈取締役候補者とした理由〉 2010年に当社入社後、業務全般を経験し、2012年の代表取締役社長執行役員に就任以降、10年にわたりトップとして経営を牽引しており、豊富な経験と実績とともに優れた経営執行能力を有しております。当社における経営判断、監督の遂行及び当社グループの統括が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
2	かま だ ひさし 鎌 田 尚 (1965年12月11日生) 再任	1988年4月 当社入社 2004年4月 当社第二事業本部 洋傘事業部長 2012年2月 当社事業本部 副本部長 2013年10月 当社事業本部 洋品事業部長 2014年10月 当社事業本部 パラソル・洋傘事業部長 2016年6月 当社執行役員 2016年10月 当社事業本部 副本部長 2017年4月 当社事業本部 事業戦略部担当 2017年6月 当社取締役(現任) 2019年4月 当社事業本部 副本部長 当社事業本部 洋品事業部長 2020年4月 当社事業本部 百貨店事業部長(現任) 当社事業本部 直営店開発事業部長(現任) 2021年4月 当社常務執行役員(現任) 当社事業本部長(現任) 2022年6月 当社副社長執行役員(就任予定) (重要な兼職の状況) A. F. C. ASIA LIMITED 代表取締役 上海慕恩巴特商贸有限公司 董事長	6,534株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 2004年4月より洋傘事業部長や洋品事業部長、2017年4月より事業戦略部担当等を歴任し、当社グループにおける長年にわたる商品開発・営業販売での業務執行を通じ豊富な経験と実績を有しております。 今後も業務執行とともに経営の意思決定と監督の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
3	やま もと さとし 山 本 聡 (1963年12月11日生) 新任	1987年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 2007年10月 同行枚方法人営業部 部長 2012年4月 同行姫路ビジネスサポートプラザ 部長 2014年4月 当社へ出向、当社管理本部 総務部ヘッド (兼) 経理部ヘッド 2015年5月 当社入社 2018年7月 当社経営企画・リスク管理室長 当社品質管理室長 2019年4月 当社執行役員 2020年6月 当社管理本部長(現任) 当社リスク管理・コンプライアンス担当(現任) 2021年4月 当社常務執行役員(現任) (重要な兼職の状況) 東京ファッションプランニング株式会社 代表取締役社長	6,292株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 2019年4月より当社関連会社の代表取締役社長として、物流・企画部門を統括し、また、2020年6月より管理本部長として管理部門を統括しており豊富な知見や経験を通じ、優れた経営執行能力を有しております。 当社の管理部門を中心としたマネジメントの強化に加え、経営の意思決定と監督の遂行が期待できるため、新たに取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
4	やぶ うち やす ひこ 敷 内 康 彦 (1958年9月15日生) 再任	1981年4月 当社入社 2000年4月 当社第二事業本部 帽子事業部長 2007年10月 当社品質管理室長 2009年4月 当社経営企画・リスク管理室ヘッド 2012年4月 当社経営企画・リスク管理室長 2017年6月 当社執行役員(現任) 2018年7月 当社経営企画・リスク管理室担当(現任) 当社関係会社管理部門担当 2019年4月 当社経営企画・リスク管理室長(現任) 当社事業本部 事業戦略部担当 当社品質管理室長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ルナ株式会社 取締役会長 エクセレントスタッフ株式会社 代表取締役社長	6,385株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 2000年4月より帽子事業部長や経営企画・リスク管理室長等を歴任し、当社グループにおける長年にわたる商品開発・営業販売での業務執行を通じた経験と実績に加え、経営に関する見識を有しております。 今後も業務執行とともに経営の意思決定と監督の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の12頁に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれます。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	やまだりゅうじ 山田 隆二 (1962年3月30日生) 再任	2004年8月 株式会社三井住友銀行 八王子法人営業部 部長 2005年10月 当社へ出向、当社経営企画室ヘッド 2006年10月 当社経営企画室長 2012年4月 当社執行役員 管理本部長 当社リスク管理・コンプライアンス担当 2013年4月 当社入社 2013年6月 当社取締役 2018年6月 当社常務執行役員 2020年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	10,362株
<p>〈監査等委員である取締役候補者とした理由〉 当社グループにおいて豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。管理本部長として管理部門を統括した経験より、その知見や見識、経験を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性が期待できるため、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>			
2	ごうだのりあき 郷 田 紀 明 (1940年11月3日生) 再任	1969年7月 監査法人大和会計事務所入所 1970年7月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 1988年5月 同監査法人代表社員 2006年6月 同監査法人退職 2006年7月 郷田公認会計士事務所開業 同事務所代表(現任) 2006年8月 朝日新和税理士法人(現税理士法人朝日新和会計事務所)設立 同法人代表社員(現任) 2008年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役 2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 郷田公認会計士事務所 代表 税理士法人朝日新和会計事務所 代表社員	10,933株
<p>〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉 公認会計士・税理士としての専門的見地から豊富な経験と経営に関する高い見識を有しております。また、監査経験も豊富であり、その知見や見識、経験を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
3	やすかわ ふみお 安川文夫 (1948年7月10日生) 再任	1975年9月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 1999年8月 同監査法人代表社員 2011年6月 同監査法人退職 安川文夫公認会計士事務所開業 同事務所所長(現任) 2015年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 安川文夫公認会計士事務所 所長	3,884株
<p>〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉 公認会計士・税理士としての専門的見地から豊富な経験と経営に関する高い見識を有しております。また、監査経験も豊富であり、その知見や見識、経験を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 郷田紀明氏及び安川文夫氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 郷田紀明氏及び安川文夫氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。それぞれの在任期間は、本総会終結の時をもって、郷田紀明氏が社外取締役として7年、監査等委員である社外取締役として6年、安川文夫氏が監査等委員である社外取締役として6年となります。なお、両氏は、過去に当社の監査役であったことがあります。
4. 当社は、郷田紀明氏及び安川文夫氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合は改めて両氏を独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は、郷田紀明氏及び安川文夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏が選任された場合には、当社は両氏との間で同内容の契約を改めて締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の12頁に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれます。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

選任後の取締役の構成及びスキルマトリックス

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成及び各取締役が有する主なスキル・経験・知識は次のとおりであります。

	会社経営 事業運営	営業 商品企画	国際経験 海外ビジネス	財務 会計	法務 ガバナンス コンプライアンス リスク管理	人材開発 組織開発
中村 卓司	●		●	●	●	●
鎌田 尚	●	●	●			●
山本 聡	●			●	●	●
藪内 康彦	●	●		●	●	●
※1 山田 隆二	●			●	●	●
※1・※2 郷田 紀明	●			●	●	●
※1・※2 安川 文夫	●			●	●	●

(注) ※1：監査等委員である取締役

※2：社外取締役

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2020年6月26日開催の第79回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された男澤才樹氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
おとこ 男澤才樹 (1962年10月15日生)	1996年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 中山慈夫法律事務所入所 2005年4月 中山・男澤法律事務所に改称(パートナー就任) 現在に至る 2013年4月～2016年3月 最高裁判所司法研修所教官(民事弁護)	0株
<p>〈補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉 長年にわたり弁護士として培われた高度な専門的知識を、監査等委員である社外取締役に就任された場合に、当社の監査等に活かすことが期待できるため、引き続き補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 男澤才樹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 男澤才樹氏が、監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の12頁に記載のとおりです。男澤才樹氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに太陽有限責任監査法人を会計監査法人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査法人として必要とされる専門性、独立性、職業倫理、品質管理体制及び監査費用等について総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

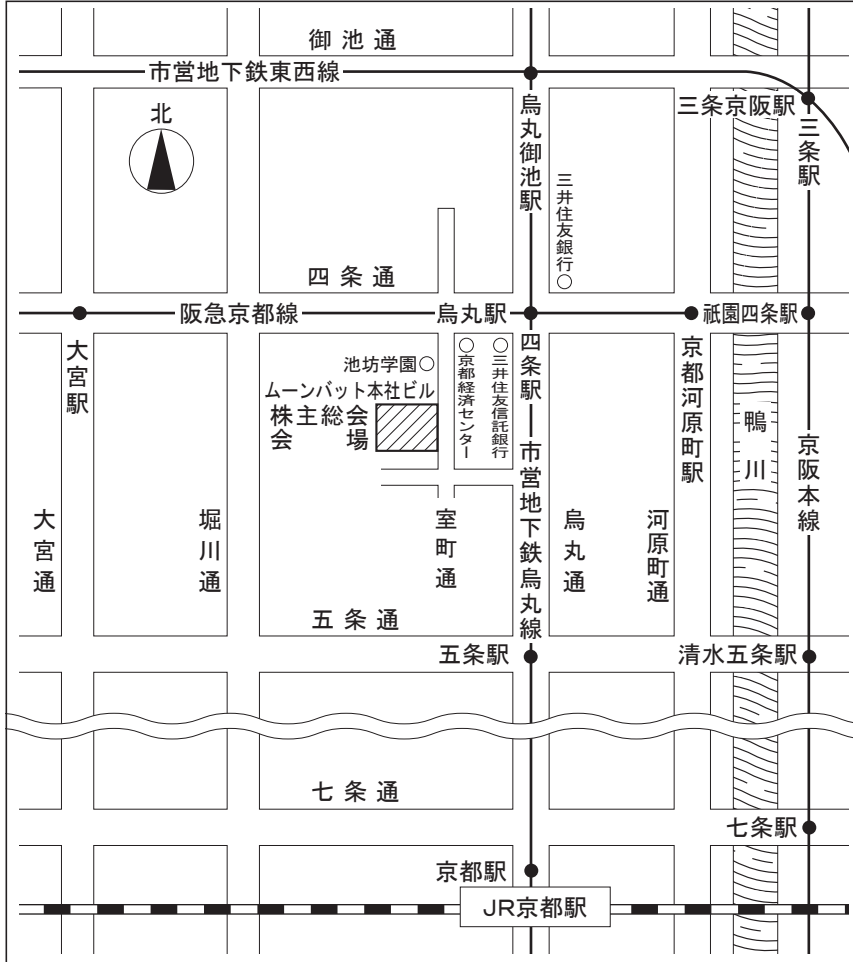
会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

名 称	太陽有限責任監査法人	
事務所所在地	主たる事務所	東京都港区元赤坂1丁目2番7号赤坂Kタワー22階
	その他の事務所	大阪事務所他11か所
沿 革	1971年9月	太陽監査法人設立
	1994年10月	グラントソントン インターナショナル加盟
	2006年1月	太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる
	2012年7月	永昌監査法人と合併
	2013年10月	霞が関監査法人と合併
	2014年10月	太陽有限責任監査法人に社名変更
	2018年7月	優成監査法人と合併
概 要	構成人員	代表社員・社員 88名
		特定社員 4名
		公認会計士 304名
		公認会計士試験合格者等 246名
		その他専門職 181名
		事務職員 89名
		契約職員 224名
		合 計 1,136名
		金融商品取引法・会社法監査関与会社 299社

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場 京都市下京区室町通四條南入鶏鉾町493番地
 ムーンバット株式会社 本社 2階ホール
 交通機関 京都市営地下鉄烏丸線「四條駅」下車
 京都市営バス「四條烏丸」下車
 阪急京都線「烏丸駅」下車

◎駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

- ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ・ 連結計算書類の「連結注記表」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ・ 計算書類の「個別注記表」

第 81 期（2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで）

ムーンバット株式会社

法令及び当社定款第 14 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
に掲載することにより、ご提供しているものであります。

当社ウェブサイト：<https://www.moonbat.co.jp>

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社取締役会において決議した、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりです。

- (1) 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守を確保するために、コンプライアンス担当役員を設置し、「コンプライアンスプログラム」を制定する。
 - ロ. コンプライアンス担当役員の指揮の下、既に設置済の内部監査室において、内部監査を実施し、業務運営の状況を把握して改善を図る。
 - ハ. 既に導入済である内部通報制度については、通報者の保護を徹底し、引き続きその有効な運営を確保する。
 - ニ. 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修等により、コンプライアンスの知識を高め、役職員のコンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。
 - ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、断固とした態度で臨む。
 - ヘ. 財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告にかかる内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。
 - ト. 監査等委員会は独立した立場にたつて、取締役による内部統制システムの整備にかかる運用状況を監査する。
- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
重要な意思決定及び報告にかかる情報を記録、保存及び管理して、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- (3) 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理体制強化のため、取締役会直轄のリスク管理委員会及びリスク管理担当役員を設置する。
 - ロ. リスク管理委員会において、当社及びその子会社全体の各種リスクの評価を行い、具体的な対応策を検討し、必要な是正措置を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 執行役員制度を導入して、経営意思決定及び業務執行の監督のための機関である取締役会と、業務執行組織を区分する。
 - ロ. 取締役会の将来的なスリム化、活性化及び意思決定の迅速化を目指して、取締役の効率的な業務運営を推進する。
 - ハ. 取締役会から取締役への重要な業務執行の決定の委任に伴い、経営会議を重要事項の審議決定機関とする。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. コンプライアンス担当役員と子会社代表者とが緊密に連携して、業務運営の状況把握、改善を図り、業務の適正の確保及びムーンバットブランドの維持向上に努める。
 - ロ. 定期的実施する子会社との会議の中で、子会社の年度事業計画を協議すると共に、財務状況その他の重要な情報についての報告を受ける。又、重要な事象が発生した場合には都度、当社と子会社との間で協議等を行い、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ハ. 既に導入済である内部通報制度は、子会社の役職員も同様に通報対象者とした設計となっており、子会社ともども通報者の保護を徹底し、引き続きその有効な運営を確保する。
 - ニ. 当社が実施するコンプライアンス研修等は、子会社役職員も同様にその対象者とし、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会から要請があった場合には、当社の使用人の中から適切な人材を専従スタッフとして個別に任命して配置する。
- (7) 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

- イ. 専従スタッフの独立した業務遂行を確保するために、当該使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
 - ロ. 当該使用人に対して監査等委員会が指示した補助業務については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令権が及ばないこととする。
- (8) 当社及びその子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は監査等委員会に対して、定期的に以下の事項について報告する。
 - a. 内部監査の結果
 - b. 内部通報制度を利用した通報の状況
 - c. その他業務執行に関する重要な事項
 - ロ. 上記以外においても、当社及び子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は随時、以下の事項を監査等委員会に報告する。
 - a. 当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生
 - b. 法令違反等の不正行為が発生する可能性もしくは発生した事実
 - c. 当社及び子会社の信用を著しく失墜させる事態
 - d. 内部管理の体制、手続き等に関する重大な欠陥や問題点
 - e. 重要会議の開催予定
 - ハ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会から要請があった場合には、必要な資料を添えて説明する。
 - ニ. 監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役は、役職員の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するように努める。
 - ロ. 代表取締役と監査等委員との意見交換を密にし、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - ハ. 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
- イ. コンプライアンス担当役員を任命しております。
 - ロ. 内部監査室において内部監査を実施し、業務運営の状況の把握及び改善に向けて、推進しております。
 - ハ. 内部通報制度を実施し、引き続きその有効な運営を確保してまいります。
 - ニ. 「コンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス担当役員の指揮の下、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を実施しております。
 - ホ. インサイダー取引の未然防止等のため、当社の役員等について日本証券業協会の構築するJ-IRISSに登録しております。
 - ヘ. 反社会的勢力に対する本対応方針は、社内「コンプライアンスプログラム」においても明確に規定し、情報収集・管理も一元的に行いつつ、外部専門機関とも連携しながら、周知徹底を図っております。
 - ト. 取締役会直轄のリスク管理委員会が中心となって、内部統制の運用状況の確認や不備事項の改善指導を実施できる体制となっております。
 - チ. 監査等委員会は独立した立場にたって、監査しております。
- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制について
社内規程を整備し、各種記録の保存方法・取扱方法を定めております。
- (3) 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
- イ. リスク管理担当役員を任命しております。又、取締役直轄でリスク管理委員会を設置し、会長

兼社長執行役員がリスク管理委員長を務めております。リスク管理委員会は、日常的なモニタリングを行い、内部統制の運用状況を監視しております。

ロ. 「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会の組織の中で定期的なリスクの識別・分析・評価を行い、優先順位を位置づけて対応する体制になっております。各種方針・規程・マニュアル等は状況変化に応じて適時見直し、内部統制の有効性の維持向上を図っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

イ. 執行役員制度を導入しております。

ロ. 執行役員制度の導入と併せて、定款により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の定員を10名としております。

ハ. 経営会議を重要事項の審議決定機関としております。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

イ. コンプライアンス担当役員は子会社代表者と定期的に相談し、業務運営の状況把握・改善を図っております。

ロ. 定例的に子会社との会議を実施し、子会社の年度事業計画を協議すると共に、財政状況その他の重要な情報について報告を受けております。

ハ. 子会社の役職員も通報対象者とした内部通報制度を実施中で、引き続きその有力な運営を確保してまいります。

ニ. 子会社の役職員も対象としたコンプライアンス研修を実施済みであります。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいませんが、監査等委員会から要請があった場合には、当社の使用人の中から適切な人材を専従スタッフとして個別に任命して配置いたします。

(7) 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項について

イ. 監査等委員会より当該使用人の任命の要請あった場合、監査等委員会の職務を補助するスタッフの人事異動・評価等については、監査等委員会の意見を尊重し、対処します。

ロ. 監査等委員会より当該使用人の任命の要請あった場合、当該使用人に対して監査等委員会が指示した補助業務については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令権が及ばないようにいたします。

(8) 当社及びその子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制について

イ. 全ての取締役会に監査等委員が出席し、情報を共有しております。

ロ. 毎月1回定期的に、必要に応じて臨時に、取締役、監査等委員、幹部社員が出席する会議を実施し、意見交換を密にすると共に、各種情報も共有しております。

ハ. 監査等委員へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行わないことを確保するための体制を構築しております。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

イ. 取締役は、監査等委員会監査の環境を整備するよう努めております。

ロ. 取締役会、各種会議、個別面談を通じて、代表取締役と監査等委員との意見交換は密に行われ、適切な意思の疎通が図られております。

ハ. 監査等委員がその職務の執行について当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は、債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,000,000	3,381,201	1,116,104	△524,880	4,972,426
会計方針の変更による累積的影響額			△197,236		△197,236
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,000,000	3,381,201	918,868	△524,880	4,775,190
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△379,635		△379,635
自己株式の取得				△3,691	△3,691
自己株式の消却		△524,995		524,995	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△524,995	△379,635	521,304	△383,327
当 期 末 残 高	1,000,000	2,856,206	539,232	△3,575	4,391,863

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 勘 定 調 整 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
当 期 首 残 高	69,372	—	15,514	9,573	94,460	5,066,887
会計方針の変更による累積的影響額						△197,236
会計方針の変更を反映した当期首残高	69,372	—	15,514	9,573	94,460	4,869,650
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する当期純損失						△379,635
自己株式の取得						△3,691
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△20,106	23,953	12,970	383	17,201	17,201
当期変動額合計	△20,106	23,953	12,970	383	17,201	△366,125
当 期 末 残 高	49,266	23,953	28,485	9,956	111,661	4,503,525

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

当社の子会社は下記の6社であり、すべて連結の範囲に含めております。

ルナ株式会社

株式会社グローリー

エクセレントスタッフ株式会社

東京ファッションプランニング株式会社

A. F. C. ASIA LIMITED

上海慕恩巴特商貿有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海慕恩巴特商貿有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法によっております。

ハ. 棚卸資産

主として総平均法に基づく原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、百貨店、量販店及び各種小売店等を主な得意先としており、毛皮・宝飾品、洋傘・レイングッズ、洋品、帽子等の製品の製造・卸売を行っております。これらの製品については、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、原則として商品又は製品の納入時点において支配が顧客に移転して、履行義務が充足されると判断し収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。これらの製品の販売契約において、得意先との協議により季節的要因等に伴う返品が発生することが想定されます。商品が返品された場合、当社グループは当該商品の対価を返金する義務があります。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き等を控除した金額で測定しております。これらの製品の返品については、返品に伴う予想返金額が天候要因を含む各商品のマーケットの好不調の影響等により変動することから、発生し得ると考えられる予想返金額を確率で加重平均した金額（期待値）による方法を用いて算定し、収益より控除する方法を用いて取引価格を算定しております。この結果、返品に係る負債を認識し、重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しております。

取引の対価は履行義務充足後、1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、同社の決算日現在の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、社内で定めたりスク管理方法により、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建取引（金銭債権債務）又は外貨建予定取引の為替変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

ハ. ヘッジ方針

デリバティブ取引は、為替予約取引については輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため、外貨建の買掛金について通常の取引の範囲内で包括的な為替予約取引を行い、12ヵ月

を超える長期の契約、及び投機的な取引は行わない方針をとっております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の通貨種別、期日、金額の同一性を確認することにより、有効性を判定しております。外貨建予定取引をヘッジ対象とする為替予約については、過去の取引実績及び予定取引数量等を総合的に検討しております。

ホ. その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引の実行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

2. 会計方針の変更等に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、返品権付きの商品及び製品の販売については、従来は販売時に対価の全額を収益として認識し、過去の返品実績に基づき売上総利益相当額を流動負債の「返品調整引当金」として計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品及び製品についての売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、「返金負債」を流動負債に、「返品資産」を流動資産に表示しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、返品資産が770,099千円、返金負債が1,132,587千円増加し、返品調整引当金が175,800千円減少しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高が4,607千円増加し、売上原価が6,640千円減少し、一方、従来の方法による返品調整引当戻入額が176,500千円、返品調整引当金繰入額が175,800千円それぞれ減少したことで、売上総利益、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ10,548千円増加又は改善しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は197,236千円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類への影響はありません。

また、7.金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品 3,359,434 千円

棚卸資産評価損 195,184 千円

- (2) その他の情報

① 金額の算出方法

当社は、商品を帳簿価額と正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価し、簿価を切下げておりますが、一定の期間経過後の商品については、一定の消化率の達成状況により定期的に帳簿価額を切下げる方法を採用し原価計上しております。また、トレンドの変化、ブランド改廃等の経営環境の変化により、販売可能性が低下していると判断した商品については、帳簿価額を処分見込額まで切下げております。

② 金額の算出に用いた主要な仮定

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、主力販路である百貨店部門の回復が想定より悪く計画を大幅に下回り、商品在庫が想定より減少しなかったため、同感染症の影響については少なくとも翌連結会計年度も影響を受けると仮定したうえで、将来の販売予測に基づき、商品の販売可能性を判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、その見積額の仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の損益及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

4. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益の分解情報

財又はサービスの種類別に分解した金額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	衣服装飾品	身回り品	計	
毛皮・宝飾品部門	649,108	—	649,108	649,108
洋傘・レイングッズ部門	—	3,800,106	3,800,106	3,800,106
洋品部門	—	1,672,121	1,672,121	1,672,121
帽子部門	—	1,334,176	1,334,176	1,334,176
顧客との契約から生じる収益	649,108	6,806,404	7,455,512	7,455,512
外部顧客への売上高	649,108	6,806,404	7,455,512	7,455,512

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(3)会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 返金負債の残高

顧客との契約から生じた返金負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

返金負債	当連結会計年度
期首残高	1,137,194
期末残高	1,132,587

返金負債は主に、商品及び製品の値引き及び返品に係る負債のうち、期末時点において履行義務を充足していないと見込まれる残高であります。

期首の返金負債残高に含まれていたものは、当連結会計年度の収益として認識しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

建物及び構築物	809,519千円
土地	934,771千円
投資不動産	137,940千円
計	1,882,231千円

上記の物件は、短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）652,041千円及び長期借入金247,959千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

有形固定資産	1,529,694千円
投資不動産	91,292千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,341,733株	一株	567,014株	4,774,719株

(注) 発行済株式の総数の減少567,014株は、自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	566,791株	8,154株	567,014株	7,931株

(注) 1. 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得7,900株及び単元未満株式の買取り254株による増加分であります。

2. 普通株式の自己株式の数の減少567,014株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

前連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの2022年6月29日開催予定の第81回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	14,300千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当金額	3円
・基準日	2022年3月31日
・効力発生日	2022年6月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内管理方法に従いリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが短期間の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金の使途は運転資金(短期又は長期)及び設備投資資金(長期)であり、リース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。なお、デリバティブ取引は内部管理方針に従い、実需の範囲で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 投資有価証券	167,154	167,154	—
② リース債務（1年内返済予定のものも含む）	243,051	234,835	△8,215
③ 長期借入金（1年内返済予定のものも含む）	287,891	284,903	△2,987

(*1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「デリバティブ取引」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りです。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	55,832千円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	167,154	—	—	167,154
資産計	167,154	—	—	167,154

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務（1年内返済予定のものも含む）	—	234,835	—	234,835
長期借入金（1年内返済予定のものも含む）	—	284,903	—	284,903
負債計	—	519,739	—	519,739

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、京都市に所有する本社ビル等の一部を賃貸業に供しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
403,575	479,545

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末時価は、不動産鑑定評価額等に基づく正味売却価額であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

944円77銭

(2) 1株当たり当期純損失

△79円52銭

(注) 「2. 会計方針の変更等に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は39.16円減少し、1株当たり当期純損失は2.21円改善しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,000,000	250,000	3,129,372	3,379,372	21,733	1,015,114	1,036,847
会計方針の変更による累積的影響額						△197,236	△197,236
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,000,000	250,000	3,129,372	3,379,372	21,733	817,877	839,611
当 期 変 動 額							
圧縮記帳積立金の取崩					△2,241	2,241	—
当 期 純 損 失						△413,156	△413,156
自己株式の取得							
自己株式の消却			△524,995	△524,995			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△524,995	△524,995	△2,241	△410,915	△413,156
当 期 末 残 高	1,000,000	250,000	2,604,377	2,854,377	19,492	406,962	426,454

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△524,880	4,891,340	69,372	—	69,372	4,960,713
会計方針の変更による累積的影響額		△197,236				△197,236
会計方針の変更を反映した当期首残高	△524,880	4,694,104	69,372	—	69,372	4,763,476
当 期 変 動 額						
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
当 期 純 損 失		△413,156				△413,156
自己株式の取得	△3,691	△3,691				△3,691
自己株式の消却	524,995	—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△20,106	23,953	3,847	3,847
当 期 変 動 額 合 計	521,304	△416,848	△20,106	23,953	3,847	△413,001
当 期 末 残 高	△3,575	4,277,256	49,266	23,953	73,219	4,350,475

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産

商 品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

イ. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

ロ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、社内で定めたリスク管理方法により、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建取引（金銭債権債務）又は外貨建予定取引の為替変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引は、為替予約取引については輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため、外貨建の買掛金について通常の取引の範囲内で包括的な為替予約取引を行い、12ヵ月を超える長期の契約、及び投機的な取引は行わない方針をとっております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の通貨種別、期日、金額の同一性を確認することにより、有効性を判定しております。外貨建予定取引をヘッジ対象とする為替予約については、過去の取引実績及び予定取引数量等を総合的に検討しております。

⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引の実行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、百貨店、量販店及び各種小売店等を主な得意先としており、毛皮・宝飾品、洋傘・レイングッズ、洋品、帽子等の商品の製造・卸売を行っております。これらの商品については、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、原則として商品の納入時点において支配が顧客に移転して、履行義務が充足されると判断し収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。これらの商品の販売契約において、得意先との協議により季節的要因等に伴う返品が発生することが想定されます。商品が返品された場合、当社は当該商品の対価を返金する義務があります。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き等を控除した金額で測定しております。これらの商品の返品については、返品に伴う予想返金額が天候要因を含む各商品のマーケットの好不調の影響等により変動することから、発生し得ると考えられる予想返金額を確率で加重平均した金額（期待値）による方法を用いて算定し、収益より控除する方法を用いて取引価格を算定しております。この結果、返品に係る負債を認識し、重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しております。

取引の対価は履行義務充足後、1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっておりません。

2. 会計方針の変更等に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、返品権付きの商品の販売については、従来は販売時に対価の全額を収益として認識し、過去の返品実績に基づき売上総利益相当額を流動負債の「返品調整引当金」として計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品についての売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、「返金負債」を流動負債に、「返品資産」を流動資産に表示しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、返品資産が770,099千円、返金負債が1,132,587千円増加し、返品調整引当金が175,800千円減少しております。当事業年度の損益計算書は、売上高が4,607千円増加し、売上原価が6,640千円減少し、一方、従来の方法による返品調整引当金戻入額が176,500千円、返品調整引当金繰入額が175,800千円それぞれ減少したことで、売上総利益、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ10,548千円増加又は改善しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は197,236千円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	3,379,016千円
棚卸資産評価損	195,184千円

(2) その他の情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。

4. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「4. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

建物	807,011千円
土地	934,771千円
投資不動産	140,448千円
計	1,882,231千円

上記の物件は、短期借入金622,109千円、1年内返済予定の長期借入金29,932千円及び長期借入金247,959千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

有形固定資産	1,432,860千円
投資不動産	116,871千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	3,601千円
② 短期金銭債務	789,295千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	18,936千円
② 仕入高	2,537,692千円
③ 販売費及び一般管理費	940,934千円
④ 営業取引以外の取引高	97,180千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	566,791株	8,154株	567,014株	7,931株

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得7,900株及び単元未満株式の買取り254株による増加分であります。
2. 普通株式の自己株式の数の減少567,014株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	770,759千円
返金負債	345,892千円
減損損失	262,771千円
退職給付引当金	84,424千円
関係会社株式評価損	50,484千円
投資有価証券評価損	28,632千円
棚卸資産評価損	27,027千円
貸倒引当金	12,489千円
その他	16,429千円
繰延税金資産小計	1,598,909千円
評価性引当額	△1,363,721千円
繰延税金資産合計	235,188千円

(繰延税金負債)

返品資産	△235,188千円
その他有価証券評価差額金	△21,199千円
繰延ヘッジ損益	△10,531千円
圧縮記帳積立金	△8,570千円
資産除去費用	△1,308千円
繰延税金負債合計	△276,798千円
繰延税金負債の純額	△41,610千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として本社及び各事業所におけるコンピュータ機器及び設備(工具器具備品)であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	28,687千円
1年超	51,985千円
合計	80,672千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	住所	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円) 注4	科目	期末残高 (千円) 注4	
				役員の 兼任等	事業上 の関係					
子会社	A.F.C. ASIA LIMITED	香港	100	兼任1名	当社の 仕入先	注1	商品等の 仕入	2,103,841	買掛金	143,796
						注2	資金の 返済	66,426	短期借入金	61,205
							資金の 借入	61,205		
							利息の 払	117		
子会社	東京ファッショ ンプランニング 株式会社	京都市	100	兼任1名	当社の 業務 委託先	注1	デザイ ン企 画料	148,741	買掛金	13,356
						注3	物流業 務委 託料	346,667	買掛金	1,085
									未払金	54,852
						注2	資金の 借入	200,000	短期借入金	200,000
							資金の 返済	150,000		
							利息の 払	1,112		
子会社	株式会社 グローリー	京都市	100	兼任2名	当社の 仕入先	注1	商品等の 仕入	252,269	買掛金	65,664
							電子記 録務		55,707	
						注2	不 動 産 賃 料	14,710	—	—
							資金の 借入	50,000	短期借入金	50,000
注2	利息の 払	137	—	—						
子会社	エクセレント スタッフ 株式会社	京都市	100	兼任2名	当社の 業務 委託先	注1	店頭販 売業 務委 託	625,426	未払金	58,576
						注2	資金の 借入	65,000	短期借入金	65,000
							資金の 返済	45,000		
							利息の 払	347		

- (注) 1. 取引条件については、一般取引条件と同様に決定しております。
 2. 資金の貸付並びに資金の借入に対する利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 3. 業務委託契約に基づいており、業務内容及び市場価額等を総合的に勘案し協議のうえ決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 912円66銭
 (2) 1株当たり当期純損失 △86円55銭

(注) 「2. 会計方針の変更等に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は39.16円減少し、1株当たり当期純損失は2.21円改善しております。